

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（抄）（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号老老発第 0331018 号・厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

別紙 4

傍線の部分は改正部分

新	旧
第 1 （略）	第 1 （略）
第 2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項	第 2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項
1 （略）	1 （略）
2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費	2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
（1）～(16) （略）	（1）～(16) （略）
<u>(17) 介護職員等特定処遇改善加算について</u>	（新設）
<u>介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。</u>	
3 夜間対応型訪問介護費	3 夜間対応型訪問介護費
（1）～（6） （略）	（1）～（6） （略）
（7） サービス提供体制強化加算について	（7） サービス提供体制強化加算について
2 <u>(15)①から⑤を準用する。</u>	2 <u>(12)①から⑤を準用する。</u>
（8） 介護職員処遇改善加算について	（8） 介護職員処遇改善加算について
2 <u>(16)を準用する。</u>	2 <u>(13)を準用する。</u>
<u>（9） 介護職員等特定処遇改善加算について</u>	（新設）
<u>2 (17)を準用する。</u>	
3 の 2 地域密着型通所介護費	3 の 2 地域密着型通所介護費
（1）～(21) （略）	（1）～(21) （略）
(22) サービス提供体制強化加算について	(22) サービス提供体制強化加算について
① 2 <u>(15)④から⑦までを参照のこと。</u>	① 2 <u>(12)④から⑦までを参照のこと。</u>
②・③ （略）	②・③ （略）
(23) 介護職員処遇改善加算について	(23) 介護職員処遇改善加算について
2 の <u>(16)を準用する。</u>	2 の <u>(17)を準用する。</u>
<u>(24) 介護職員等特定処遇改善加算について</u>	（新設）
<u>2 の(17)を準用する。</u>	
4 認知症対応型通所介護費	4 認知症対応型通所介護費
（1）～(15) （略）	（1）～(15) （略）
<u>(16) 介護職員等特定処遇改善加算について</u>	（新設）
<u>2 (17)を準用する。</u>	
5 小規模多機能型居宅介護費	5 小規模多機能型居宅介護費
（1）～（9） （略）	（1）～（9） （略）
(10) 生活機能向上連携加算について	(10) 生活機能向上連携加算について
2 <u>(14)を準用する。</u>	2 の 2 <u>(14)を準用する。</u>
(11) サービス提供体制強化加算の取扱い	(11) サービス提供体制強化加算の取扱い
① 2 <u>(15)④から⑦までを参照のこと。</u>	① 2 <u>(12)④から⑦までを参照のこと。</u>

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（抄）（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号老老発第 0331018 号・厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

別紙 4

傍線の部分は改正部分

新	旧
②・③ （略） (12) 介護職員処遇改善加算について 2 の(16)を準用する。 <u>(13) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> 2 (17)を準用する。 6 認知症対応型共同生活介護費 (1)～(13) （略） (14) 栄養スクリーニング加算について <u>3 の 2 (15)①及び②を準用する。</u> (15)・(16) （略） <u>(17) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> 2 (17)を準用する。 7 地域密着型特定施設入居者生活介護費 (1)～(10) （略） (11) 栄養スクリーニング加算について <u>3 の 2 (15)①及び②を準用する。</u> (12)～(16) （略） <u>(17) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> 2 (17)を準用する。 8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1)～(38) （略） <u>(39) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> 2 (17)を準用する。 9 複合型サービス費 (1)～(15) （略） (16) 看護体制強化加算について ①～③ （略） ④ <u>看護体制強化加算を算定するに当たっては、大臣基準告示第 78 号イの（１）、（２）及び（３）の割合並びに（４）の人数（（４）については、看護体制強化加算（Ⅰ）に限る。）</u> について、継続的に所定の基準を維持しなければならない。なお、その割合又は人数については、台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回った場合については、直ちに第 1 の 5 の届出を提出しなければならないこと。 ⑤～⑦ （略） (17)～(20) （略） <u>(18) 介護職員等特定処遇改善加算について</u>	②・③ （略） (12) 介護職員処遇改善加算について 2 の(13)を準用する。 (新設) 6 認知症対応型共同生活介護費 (1)～(13) （略） (14) 栄養スクリーニング加算について <u>3 の 2 (15)を準用する。</u> (15)・(16) （略） (新設) 7 地域密着型特定施設入居者生活介護費 (1)～(10) （略） (11) 栄養スクリーニング加算について <u>3 の 2 (15)を準用する。</u> (12)～(16) （略） (新設) 8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1)～(38) （略） (新設) 9 複合型サービス費 (1)～(15) （略） (16) 看護体制強化加算について ①～③ （略） ④ <u>看護体制強化加算を算定するに当たっては、大臣基準告示第 78 号イ、ロ若しくはハの割合</u> について、継続的に所定の基準を維持しなければならない。なお、その割合については、台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回った場合については、直ちに第 1 の 5 の届出を提出しなければならないこと。 ⑤～⑦ （略） (17)～(20) （略） (新設)

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（抄）（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号老老発第 0331018 号・厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

別紙 4

傍線の部分は改正部分

新	旧
<u>2 (17)を準用する。</u> 第 3 （略）	第 3 （略）